

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（案）」及び「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（案）」について（報告）

第182回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（案）の概要

1. 改正の観点

- 安衛法等一部改正法（令和7年法律第33号）により、以下の見直しが行われたことに伴い、改正により号ずれが生じた条項を引用する告示の規定を改正する等の所要の規定の整理等を行う。

・ 技能講習区分等の見直し

技能講習のうち車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習を車両系機械運転技能講習とし、当該講習に係る登録教習機関の登録要件等を定めること。【別表第18～別表第20関係】

2. 改正案の概要

○ 技能講習規程の改正

今回の法改正により、法別表第20第18号及び第19号が削除され、これらを統合した同表第20号が新設されたことに伴い、同表第18号又は第19号を引用していた規定について、同表第20号を引用する等の改正を行う。

○ その他所要の改正

3. 適用期日等

公布日：令和8年2月（予定）

適用期日：令和8年4月1日

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（案） の概要

1. 改正の観点

- 安衛法等一部改正法（令和7年法律第33号）により、以下の見直しが行われたことに伴い、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関等の登録事項変更の届出について、登録設計審査等機関等の登録事項変更の届出の改正と同様の改正を行う。

- **登録設計審査等機関等の登録事項変更の届出方法の見直し**

登録設計審査等機関等は、登録事項のうち名称等の変更の届出については、変更の日から2週間以内に、厚生労働大臣に届け出なければならないものとすること。【第47条の2関係】

2. 改正案の概要

- **登録機関の届出に係る改正**

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）に規定する建築物石綿含有建材調査者講習実施機関等の登録事項のうち、当該講習事務を行う者（法人代表者）の氏名等の変更については、変更しようとする日の2週間前までにその旨を厚生労働大臣に届け出るものとしているところ、上記の改正同様、変更後の登記事項証明書の提出により、より正確な内容確認を行うことが適当であることから、変更の日から2週間以内に届け出るものとする。

3. 適用期日等

公布日：令和8年2月（予定）

適用期日：令和8年4月1日